

新宿区公契約条例に基づく労働環境の確認に関する特記事項

本特記事項は、新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号。以下「条例」という。）及び新宿区公契約条例施行規則（令和元年新宿区規則第12号）に基づき定めるものとする。

（受注者等の定義）

第1条 本特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者 発注者と本契約を締結する者をいう。

(2) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の区以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者

(3) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、本契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により本契約に係る業務に従事する者

（労働関係法令の遵守）

第2条 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境を確保しなければならない。

（賃金の支払）

第3条 受注者は、労働者等に対し、区長が定める労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならない。

（労働環境の確認）

第4条 受注者は、労働環境確認報告書を作成し、発注者へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を変更した労働環境確認報告書を発注者へ提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第5条 受注者は、次に掲げる事項を業務の行われる作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面で交付するなどにより、労働者等に周知しなければならない。

- (1) 条例の適用を受ける労働者等の適用の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 条例第 10 条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 前号の申出をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益な取扱いの禁止)

第 6 条 受注者は、労働者等から申出があった場合は、労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(受注関係者との契約)

第 7 条 受注者は、本業務の履行にあたって、受注関係者と契約を締結する場合、受注関係者が労働者等に対して労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、及び次条第 1 項による発注者からの求めに応じるよう努めることについて合意を得ること。

(立入調査等)

第 8 条 発注者は、労働者等から申出を受け、その申出の事実を確認するため必要がある場合、又は労働環境を確認するため必要がある場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者の事業所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする場合において、発注者は、必要があると認める場合は、労働者等その他の関係者に協力を求めることができる。
- 3 受注者は、第 1 項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第 9 条 発注者は、前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認める場合は、受注者に対し是正措置を講ずるよう求めるものとする。

- 2 前項の規定により是正措置を講ずるよう求められた受注者は、速やかに是正措置を講ずるとともに、講じた措置の内容及びその結果を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

第 10 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除し、又は新宿区競争入札指名参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 新総財第 550 号）の規定に基づく指名停止措置を行うことができる。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (2) 前条第 2 項の規定による是正措置を講ぜず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。